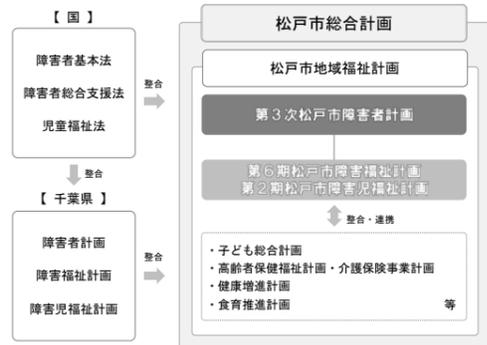


第1章 計画策定にあたって

計画の期間 令和3年度から5年度までの3年間
 計画の位置付け

・障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」



計画の特徴

・(1)重点項目の設定 (2)目標の設定 (3)「市民参加型」障害者プランまつど

第2章 松戸市における障害のある人・子どもの現状

・障害者手帳所持者数は、年々増加
 ・平成23年度に比べ、身体障害者手帳所持者は7.8%増と微増であるのに対し、療育手帳所持者は約1.5倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は約2倍
 ・18歳未満の障害者手帳所持者数は、年々増加

これまでの取り組みや現状を踏まえた課題

・障害に対する理解や権利擁護
 ・障害の早期発見と早期療育、医療的ケア
 ・社会参加や就労
 ・相談や情報提供
 ・生活環境や災害時の対応

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「ふれあい・認め合い・支えあい」
 ー交流を通して、相互に尊重し、共に生きるー
 相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現をめざします。

2 計画の将来像

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」
 ー地域共生社会の実現をめざしてー

3 計画の基本目標

基本目標1 お互いに個性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現
 基本目標2 自分らしく生きがいのある生活の実現
 基本目標3 安心して暮らせるまちの実現

第4章 施策の体系

第1節 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進

- (1) 市民意識の醸成
 - ①地域活動における交流の促進 ②心のバリアフリーの醸成 ③学校教育における福祉教育 ④交流の場の提供
- (2) 地域福祉活動の推進
 - ①ボランティア等の育成と市民参加の促進 ②児童・生徒のボランティア活動支援 ③障害者関係団体への支援
- (3) 権利擁護体制の推進 **重点**
 - ①成年後見制度の普及促進 ②日常生活自立支援事業との連携 ③差別解消の取組みの推進 ④虐待防止体制の強化

第2節 ライフステージに応じた切れ目のない支援

- (1) 障害の早期療育に繋げるための早期発見
 - ①保健指導の継続的な実施 ②疾病等の早期発見
- (2) 障害に応じた療育の充実
 - ①子どもの自立に向けた支援 ②保育所（園）等の児童施設職員のサポート体制の充実 ③ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実
- (3) 特別支援教育等の充実
 - ①教育内容の充実 ②教育環境の整備 ③就学相談・指導の充実 ④卒業後の相談の充実・進路の確保
- (4) 医療的ケア児等の支援体制の整備 **重点**
 - ①普及啓発と連携・交流の推進 ②医療的ケア児等を支援する保育・教育・サービスの充実

第3節 生きがいをもった社会参加の促進

- (1) 障害のある人への就労の支援 **重点**
 - ①就労支援・雇用の促進及び安定 ②障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上
- (2) 地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援
 - ①スポーツ・レクリエーションの促進 ②文化・芸術等の活動の支援 ③居場所づくりの支援

第4節 自立した地域生活の支援

- (1) 障害の原因となる傷病の予防と治療
 - ①健康の維持・増進 ②医療費等の負担軽減
- (2) 障害福祉サービスの充実
 - ①障害福祉サービスの供給体制の整備 ②障害福祉に関する人材の育成 ③障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築 ④地域生活支援拠点の整備 ⑤利用者負担の軽減
- (3) 生活の安定のための支援
 - ①年金・各種手当制度の周知 ②助成・割引制度の活用支援
- (4) 相談支援体制の充実 **重点**
 - ①身近な相談支援体制の充実・強化等 ②包括的な相談支援体制の整備
- (5) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - ①情報提供の充実 ②コミュニケーション支援の充実 ③手話言語条例の普及啓発

第5節 安全安心なまちづくりの推進

- (1) 生活しやすいまちづくり
 - ①バリアフリー化の推進 ②住まいの確保と居住の支援
- (2) 防犯・防災及び感染症等の対策の推進 **重点**
 - ①災害時要援護者支援体制の整備 ②災害時における情報伝達の確実性の向上 ③防犯対策の推進 ④感染症等に対する備えの検討

第5章 第6期松戸市障害福祉計画／第2期松戸市障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性

- (1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続のための支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害のある人の社会参加を支える取組

2 国が定める重点施策と成果目標

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

3 障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 障害児通所支援
- (5) 相談支援事業（個別給付支援事業）

4 地域生活支援事業（必須事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策

- (1) 理解促進・研修啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業

5 地域生活支援事業（その他事業）の利用実績と課

第6章 計画の推進に向けて

- 1 関係機関等との連携 庁内関係部局はもとより、国、県の関係機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との情報の共有による連携強化 松戸市地域自立支援協議会と連携し、障害のある人の支援体制構築 など
- 2 新たな計画の普及・定着の推進 重点施策を設定し、効果的な施策の展開、担当課との連携強化、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの役割の周知
- 3 計画の進捗状況の点検と評価 PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理